

## 資料編

### (1) 団体アンケート・ヒアリング調査実施団体

●…実施あり

団体名	アンケート	ヒアリング
伊予地区保護司会 第4分区(松前分区)	●	●
松前町青少年育成協議会	●	●
在宅福祉ボランティア「のぞみ会」	●	●
ファミリー・サポート・センター(松前校区)	●	●
ファミリー・サポート・センター(北伊予校区)	●	
ファミリー・サポート・センター(岡田校区)	●	
要約筆記オリーブまさき	●	●
松前町老人クラブ連合会	●	●
朗読ボランティアグループSAY	●	●
松前町民生委員児童委員協議会	●	●
社会福祉法人 松前町社会福祉協議会	●	●
伊予地区更生保護女性会 松前町連合会	●	●
特定非営利活動法人まこと(松前事業所)	●	●
松前小学校PTA	●	
北伊予小学校保護者と教師の会	●	
岡田小学校PTA	●	

## (2)用語解説

あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。
アクセシビリティ	利用しやすさ、アクセスしやすさのこと。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われている。
SNS <small>エスアイエヌ</small>	「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービスのこと。
NPO <small>エヌピーオー</small>	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。
か行	
介護支援専門員	要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるよう、市町村・サービス事業者・施設などとの連絡調整を行うケアマネジメント従事者のこと。
核家族	夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のこと。
ゲートキーパー	地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を足し合わせたものであり、1人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
合理的配慮	障がいのある人や子どもが教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、バリア(障壁)を感じている人の身になって考え、行動を起こすこと。
子ども食堂	地域の子どもの対象に、無償又は低額で食事を提供し、居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動のこと。

個別避難計画	避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせて、支援者や避難先、避難に必要となること・ものなどが記載された避難支援のための計画のこと。
コミュニティバス(ひまわりバス)	住民の移動手段の確保のため、市町村等が主体的に計画し、運行する乗合バスの総称。既存バス路線等のない交通空白地域・不便地域において運行されることが多い。本町では「ひまわりバス」が運行されている。
さ行	
自主防災組織	「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織のこと。
市民後見人	弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。
社会的孤立	隣人や友人との付き合いに乏しく、日常的に人との交流がなく、地域や社会で孤立した状態。
社会福祉協議会(社協)	社会福祉法に基づき設置され、民間の社会福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織。それぞれの都道府県、市区町村で、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力の下、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行っている。
重層的支援体制整備事業	地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業のこと。
シルバー人材センター	臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的として、「生きがい就労」の理念により、市町村区域ごとに設立された公益社団法人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その構築に向けたコーディネートを行う人のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自身でこれらのことを行うことが難しい場合に保護し、支援する制度のこと。

た行	
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。
ダブルケア	一人の人や一つの世帯が、同時期に介護と育児など、複数の支援の負担や責任を負っている状態のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のこと。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議のこと。
地域包括ケア	団塊の世代(昭和22年～24年に生まれた世代)が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、利用者のニーズに応じ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。
地域包括支援センター	地域における介護予防や介護サービスの総合的なケアマネジメント、相談、生活支援を行う地域の中核機関のこと。
デマンド交通	路線バスやコミュニティバスが定時・定路線の運行を行うのに対し、電話による運行予約など利用者ニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
な行	
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者のこと。
は行	
はちまるごうまる 8050問題	親が80代で、子どもが独立できないまま50代となり、高齢の親が子どもの生活を支える状態にある社会問題のこと。
パブリックコメント	国及び地方自治体が計画等を策定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度のこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者が日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるような事物、制度、観念、その他一切の社会的障壁(バリア)の除去を行う取組。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

ファミリー・サポート・センター	育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できるサポート会員による有償の相互援助活動のこと。
フードドライブ	家庭や企業などで余剰となっている食料品を回収し、食料を必要としている施設や団体へ寄付する活動。
福祉避難所	主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所のこと。災害に伴い応急的に保護する者のうち、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など一般的な避難所では生活に支障を来すため、避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。
や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のこと。

### (3)松前町地域福祉計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例(平成29年松前町条例第12号)第4条の規定に基づき、松前町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員をもって構成する。

2 前項の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から町長に地域福祉計画策定に係る意見の答申をした日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域福祉担当課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(4)松前町地域福祉計画策定委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部 教授	釜野 鉄平
	愛媛弁護士会 東雲法律会計事務所	武井 奈保子
社会福祉 関係者	松前町社会福祉協議会 事務局長	吉本 寿俊
	松前町民生委員児童委員協議会 前会長	木村 雄二
	松前町民生委員児童委員協議会 代表主任児童委員	中塚 裕子
	伊予地区保護司会第4分区長	神野 哲行
地域団体 関係者	松前町区長会 前副会長	仲島 政夫
	松前町老人クラブ連合会 会長	森内 修
	松前町ボランティア連絡協議会 会長	八木 代志子
	伊予地区精神保健ボランティアグループ しおさい 副会長	渡瀬 紀代